

介護保険負担限度額認定証について

★介護保険負担限度額認定：食費・居住費の負担軽減制度

介護保険施設【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院など）や短期入所（ショートステイ）を利用する方の食費・居住費については、ご本人による負担が原則です。

ただし、収入の状況と預貯金等の要件を満たす方については、食費・部屋代の負担軽減が行われます。

負担限度額認定の対象となるのは、次の条件すべてを満たす方です

1. 本人及び配偶者が市民税非課税であること

（世帯分離・内縁関係の配偶者も含む）

2. 世帯全員が市民税非課税であること

3. 「預貯金等」が一定額以下であること

・・・詳しくは裏面へ

- ✓ 審査した結果、「対象外」となることがあります。後日郵送される「決定通知」でご確認ください。（審査結果は、窓口でお答えできません。）
- ✓ 預貯金額等の要件を満たさない場合は、負担限度額認定の対象となりません。後日、預貯金額が減少し、認定要件を満たすこととなった場合は、改めて申請してください。
- ✓ 認定期間は、申請月の初日から次の7月31日までです。

住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

本人または世帯員が市民税を課税されていると、負担限度額認定の対象にはなりません。ただし、次の要件をすべて満たす方は、申請により食費・居住費の負担を受けることができます。

- ① 2人以上の世帯
- ② 介護保険施設（および地域密着型介護老人施設）に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している
- ③ 世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費、居住費）の見込み額を除いた額が80万9千円以下
- ④ 世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下
- ⑤ 世帯全員に日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していない
- ⑥ 世帯全員が介護保険料を滞納していない

申請をご希望の方は、館山市役所高齢者福祉課までご相談ください。

負担段階別認定要件

- 市民税課税の方は対象外です。
- 収入状況と預貯金等の資産の条件の両方を満たす方が対象になります。

認 定 要 件 下記の条件の両方を満たすこと			利用者 負担段階
収入状況		預貯金等の資産	
生活保護受給者の方		要件なし	第 1 段階
老齢福祉年金の受給者		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	
市 民 税 世 帯 全 員 が 非 課 税	本人の前年の合計所得金額＋年金収入額 80万9千円以下	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下	第 2 段階
	本人の前年の合計所得金額＋年金収入額 80万9千円超・120万円以下	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下	第 3 段階①
	本人の前年の合計所得金額＋年金収入額 120万円超	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下	第 3 段階②

※収入状況について

- 「世帯」：世帯分離をしている配偶者を含みます。
- 「年金収入額」：遺族年金などの非課税年金を含みます。
- 前年1月1日～12月31日までの収入・所得を基に審査します。

※預貯金等の資産について

- 「夫婦」：配偶者がいる場合、夫婦資産の合算額（世帯分離している場合も含む）です。
- 第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」となります。

負担段階ごとの負担限度額

- 利用者負担段階ごとに、食費・居住費の負担軽減が行われます。
- 食費の負担限度額は、施設入所時とショートステイ利用時とで異なります。

負 担 限 度 額 《 日 額 》						
利用者 負担段階	居 住 費					食 費 [] 内はショートステイ
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健・療養等)	多床室 (※)	
第 1 段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円 [300円]
第 2 段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円 [600円]
第 3 段階①	1370円	1370円	880円	1370円	430円	650円 [1,000円]
第 3 段階②	1370円	1370円	880円	1370円	430円	1,360円 [1,300円]

(※) R7. 8. 1～多床室Ⅰ(特養等) 多床室Ⅱ (老健・医療院) 多床室Ⅲ(老健・医療院等) となります。

☆ 提出書類チェックリスト ☆

下記内容を確認し、申請書類とあわせてご提出ください。

※ 確認した項目の口に✓を記入してください。

□ 介護保険負担限度額認定申請書

- 記入例に従い、表面・裏面ともに、漏れなく記入していますか？
- (代筆の場合) 申請者欄は記入していますか？
- 連絡先には、日中、連絡の取りやすい電話番号を記入していますか？

□ 「預貯金等」の写し ※裏面参照

- 本人・配偶者（配偶者がいる場合）名義のすべての通帳等をコピーしていますか？

《コピーの取り方》

- 通帳ごとに、表紙を開いた最初のページをコピーしてください。
- 通帳ごとに、最終残高がわかるページをコピーしてください。
- 最終残高の記帳日は、直近2ヶ月以内の日付になっていますか？
(→ 記帳をしても最終日付が直近2ヶ月よりも古い場合)
 - コピーの余白に「〇月〇日記帳」と記入してください。

【定期預金・貯蓄預金がある場合】*総合口座の場合も要確認

- (残高がある) □ 最終残高のわかるページをコピーしてください。
- (残高がない) □ 残高がないことを通帳コピーの余白に記入してください。

□ 提出書類チェックリスト (本チェックリスト)

□ 上記の必要書類が、すべてそろっていますか？

スムーズなお手続きのため、ご協力をお願いいたします。

例

要件にあてはまるかわからない
提出書類は、これであって？

☆ご心配な点は事前にお電話ください☆

館山市高齢者福祉課 介護保険係

☎ 0470-22-3489

「預貯金等の写し」について

預貯金等に含まれるもの	確認のために必要な書類
● 預貯金（普通・定期・貯蓄預金など）	通帳の写し （インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
● 有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
● 金・銀（積立購入を含む）など ＊口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属等	購入先の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
● 投資信託	銀行/信託銀行/証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しでも可）
● 現金（タンス預金）	自己申告（添付書類はありません）
● 負債 → 預貯金等の額と相殺 （営業・事業に関する負債は除く）	借用証書（貸付額・返済期日等が記載され、署名・押印がある金銭消費貸借契約書など、負債額を確認できる書面）

★ 通帳コピーの取り方

通帳の表紙を開いた最初のページ

★ 口座名義人・銀行名・支店名・口座番号が必須

〇〇銀行●●口座

口座名義人
ﾀﾏﾔﾀｳ

普通預金 *****

定期預金 *****

貯蓄預金 *****

〇〇銀行
□□支店（出張所）

定期預金ナシ
貯蓄預金ナシ

＜定期預金や貯蓄預金に残高がない場合＞
コピーの余白に、このように記載してください。

普通預金の最終残高のあるページ

普通預金			
年月日	お支払金額	お預かり金額	差引残高
03-03-29	*32,000	CD	*260,000
03-04-12	*69,000	CD	*191,000
03-04-15	××ネキン	*120,000	*311,000
03-04-15	〇〇ネキン	*100,000	*411,000
03-05-12	*42,000	カード	*369,000
03-06-11	*76,400	CD	*292,600
03-06-15	××ネキン	*120,000	*412,600
03-06-15	〇〇ネキン	*100,000	*512,600
03-06-18	*10,000	CD	*502,600

最終記帳日は申請日の直近2カ月以内
【例】7月26日申請する場合、5月26日以降の記帳が必要

＜記帳しても日付が古い場合＞
コピー余白にこのように記載してください。

7/24 記帳

※ 定期預金・貯蓄預金がある場合は、最終残高のわかるページをコピーしてください。
（最終残高が表示されない通帳の場合は、現存している定期預金に記載されているすべてのページ）

※ 生活保護受給中の方は「預貯金等の写し」は不要です。
ただし、他市町村の生活保護を受給されている方は「生活保護受給証明書」が必要です